

No. 5 排 水 口	No. 3 排 水 口	排 出 水 の 状 態 の 値		排出水の日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七・五	七・六	通 常	通 常	一〇、二九一
八・四	八・五	最 大	最 大	一一、二七九
一四・七	二二・四	通 常	通 常	四三、四六〇・八
一七・八	二七・六	最 大	最 大	四八、六七八・八
九・六	一四・八	通 常	通 常	
二三	二四	最 大	最 大	
一	一・五	通 常	通 常	
七	二二	最 大	最 大	
三四・二〇・〇五五	五二・二〇・一四七	通 常	通 常	
〇・二三二	〇・四二	最 大	最 大	

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

焼 却 施 設	種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の日当たりの量 (m ³)
		項目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	
処理後	処理前	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	九・五
		通 常	通 常	九・五
		最 大	最 大	
		浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	
		通 常	通 常	
		最 大	最 大	
		室 態 の 値	室 態 の 値	
		通 常	通 常	
		最 大	最 大	

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

焼 却 施 設	種 類	構 造	能 力 (t/時)	処理の方式	使用時間	一日当たりの使用時間	概 季 節 的 変 動 の 要	工 事 着 手 予 定	工 事 完 成 予 定	使 用 開 始 予 定
耐火レンガ内張り			二・五	焼 却 連 続	二四時間	変 動 な し	(既 設)			

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の日当たりの量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
三七一タ	通 常	通 常	四・五
七	最 大	最 大	
六・五	通 常	通 常	
七・五	最 大	最 大	

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

山口県告示第四百三十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十七年八月五日から同月二十五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供する。

平成十七年八月五日

山口県知事 二井 関 成

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 宇部興産株式会社

住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場西地区

所在地 宇部市大字小串一九七八番地の六

三 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十四号の化学肥料製造業の用に供する湿式集じん施設、同表第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する湿式集じん施設、同表第三十七号の石油化学工業の用に供する分離施設、アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち蒸りゆう施設及び廃ガス洗浄施設並びに同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設

四 変更しようとする事項の内容

排水の排出の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。

排水の汚染状態の値及び排水の量

No. 3 排水口	排水口		項目		排出水の汚染状態の値	排水の一日当たりの量 (m ³)
	変更後	変更前	通	最大		
"	"	七・六	水素イオン濃度 (水素指数)	通	最大	四三、四六〇・八
"	"	八・五	化学的酸素要求量 (mg/l)	通	最大	四八、七七八・八
"	"	二二・四	浮遊物質量 (mg/l)	通	最大	四八、七七八・八
"	"	二七・六	浮遊物質量 (mg/l)	通	最大	四八、七七八・八
"	"	一四・八	浮遊物質量 (mg/l)	通	最大	四八、七七八・八
"	"	二四	浮遊物質量 (mg/l)	通	最大	四八、七七八・八
"	"	一・五	室 素 (mg/l)	通	最大	四八、七七八・八
"	"	二二	室 素 (mg/l)	通	最大	四八、七七八・八
"	"	五二・一	室 素 (mg/l)	通	最大	四八、七七八・八
"	"	五二〇・二	室 素 (mg/l)	通	最大	四八、七七八・八
"	"	〇・四七	室 素 (mg/l)	通	最大	四八、七七八・八
"	"	〇・四二	室 素 (mg/l)	通	最大	四八、七七八・八

No. 5 排水口	
変更後	変更前
"	七・五
"	八・四
"	一四・七
"	一七・八
"	九・六
"	二三
"	一
"	七
"	三四・二〇・〇五五
"	〇・二二
"	一〇・二九一
"	一一・二七九

山口県告示第四百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成十七年八月五日

山口県知事 二井 関成

氏名	住所	施 施 術 術 所 所 在 在 地 地	指定年月日
阿部 一昭	下関市王喜本町二丁目一六番二〇号	王喜あへ整骨院	平成一七、四、五
小谷 泉	山口市大字矢原一三五六の六	いずみ整骨院	六、三
佐野 哲也	周南市秋月三丁目二四番七号	佐野整骨院	五、一
		周南市秋月二丁目八番二〇号	

山口県告示第四百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成十七年八月五日

山口県知事 二井 関成

- 一 保安林の所在場所
 - 萩市大字佐々並字白口東大霜六五四
 - 美祢郡秋芳町大字嘉万字高迫三一五の五から三一五の七まで、三一五の一〇、三一五の一九、三一五の二二、三一五の三四、三一五の三八、三一五の四〇、三一五の四二から三一五の四五まで、三一五の四七から三一五の五四まで、字滝ヶ迫三二七
- 二 指定の目的
 - 水源のかん養

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- (三) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林部森林整備課並びに係る役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第四百三十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第十三条ノ二第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立地の用途の変更を許可した。

平成十七年八月五日

徳山下松港港湾管理者

山口県知事 二井 関成

- 一 埋立区域
 - (一) 位置
 - 第二工区 周南市晴海町七の四六から同町七の四九に至る土地の地先公有水面
 - (二) 区域
 - 第二工区 次の1の地点と2の地点を結ぶ平成六年七月二十九日付け指令港湾第三二五号でしゅん功認可された埋立地（以下「平成六年埋立地」という。）と公有水面との境界線（D・L + 三・〇メートル）、2の地点と3の地点を結ぶ平成十四年二月十九日付け指令港湾第二二号の五でしゅん功認可された埋立地（以下「平成十四年

埋立地」という。(と公有水面との境界線(D.L. + 三・〇八メートル)、3の地点と4の地点を結ぶ平成十六年三月二十六日付け指令港湾第二二号の一一でしゅん功認可された埋立地(以下「平成十六年埋立地」という。))と公有水面との境界線(D.L. + 三・〇八メートル)、4の地点から9の地点までを順次結んだ線及び1の地点と9の地点を結んだ線に囲まれた区域

1の地点 周南市大字富田の仙島三等三角点(北緯三四度二分三六・五五秒東経一二度四分〇〇・三八〇秒)(以下「基準点」という。))から一三三度五二分〇〇秒二、三三八・三四メートルの地点

- 2の地点 1の地点から二五度〇三分三一秒五七八・九〇メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一一八度四八分〇〇秒一二三・九〇メートルの地点
- 4の地点 3の地点から一一八度四八分五〇秒一六二・一二メートルの地点
- 5の地点 4の地点から一一八度四八分〇二秒五五・四二メートルの地点
- 6の地点 5の地点から八九度三二分五八秒一〇〇・〇〇メートルの地点
- 7の地点 6の地点から二二〇度五一分五秒五七〇・〇〇メートルの地点
- 8の地点 7の地点から三二二度〇六分五秒五〇・〇〇メートルの地点
- 9の地点 8の地点から二二〇度五一分五秒一三〇・〇〇メートルの地点

(三) 面積
第二工区

二〇六・六三八・八八平方メートル

二 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

周南市晴海町七の四六から同町七の四九に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点と②の地点を結ぶ平成十六年埋立地と公有水面との境界線(D.L. + 三・〇九メートル)、②の地点と③の地点を結ぶ平成十四年埋立地と公有水面との境界線(D.L. + 三・〇八メートル)、③の地点と④の地点を結ぶ平成十六年埋立地と公有水面との境界線(D.L. + 三・〇八メートル)、④の地点から⑪の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑪の地点を結んだ線に囲まれた区域

- ①の地点 基準点から一三三度五二分〇〇秒二、三三八・三四メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から二五度〇三分三一秒五七八・九〇メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から一一八度四八分〇〇秒一二三・九〇メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一一八度四八分五〇秒一六二・一二メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から一一八度四八分〇二秒五五・四二メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から八九度三二分五八秒一〇〇・〇〇メートルの地点

- ⑦の地点 ⑥の地点から四〇度五二分五秒五〇・〇〇メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から一一三度〇〇分〇〇秒一〇〇・〇〇メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から一二二度〇〇分〇〇秒八五一・〇八メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から三一一度三十八分〇〇秒三九九・四六メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から四一度一〇分〇〇秒一〇〇・〇〇メートルの地点

三 埋立地の用途

(一) 変更前の用途

用途	配置	規模
廃棄物処理施設用地	埋立地の北隅に配置	約一五、〇〇〇平方メートル
保管施設用地	埋立地の北側に配置	約九四、〇〇〇平方メートル
スポーツレクリエーション施設用地	埋立地のほぼ中央部に配置	約六八、〇〇〇平方メートル
道路用地	スポーツレクリエーション施設用地と市民公園用地の間に配置	約五、〇〇〇平方メートル
護岸用地	埋立地の南隅に配置	約二、〇〇〇平方メートル
市民公園用地	埋立地の南側に配置	約三、〇〇〇平方メートル

(二) 変更後の用途

用途	配置	規模
排水処理施設用地	埋立地の北側に配置	約一七、〇〇〇平方メートル
道路用地	埋立地の南側に配置	約五、〇〇〇平方メートル
護岸用地	埋立地の南隅に配置	約二、〇〇〇平方メートル
市民公園用地	道路用地と排水処理施設用地の間に配置	約三、〇〇〇平方メートル

四 許可を受けた者

周南市御影町一番一号

株式会社トクヤマ
 代表取締役社長 中原 茂明
 許可の年月日
 平成十七年七月二十七日



(四二五) 国土調査の成果の認証
 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。
 平成十七年八月五日

一 国土調査を行った者の名称等
 山口県知事 二井 関 成

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
徳 地 町	平成十五年五月十六日から平成十七年二月二十一日まで	徳地町地籍簿	大字島地の一部
日 置 町	平成十五年五月十六日から平成十七年二月十六日まで	日置町地籍簿 日置町地籍簿	大字日置上の一部

二 認証年月日
 平成十七年八月五日

(四二六) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
 変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成十七年九月二十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十七年八月五日
 山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日
 平成十七年七月二十二日
 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名 称 特定非営利活動法人障害者社会参画支援センター宇部
 代表者の氏名 山本 玲子
 主たる事務所の所在地 宇部市開一丁目七四〇番地の一

(四二七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年三月二十五日山口県公告(一六八)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。
 当該意見は、平成十七年八月五日から同年九月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
 平成十七年八月五日
 山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 シーモール下関ショッピングセンター
 所在地 下関市竹崎町四丁目一の一
 二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

(四二八) 宇部都市計画道路事業の事業計画の変更
 宇部都市計画道路事業の事業計画の変更について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による告示(平成十七年中国地方整備局告示第七十六号)があったので、次のとおり公告します。
 平成十七年八月五日
 山口県知事 二井 関 成

一 都市計画事業の種類及び名称
 宇部都市計画道路事業一・四・二宇部湾岸線
 宇部都市計画道路事業三・三・二宇部新川駅沖ノ山線

宇部都市計画道路事業三・三・四中央線

宇部都市計画道路事業三・三・十四宇部駅波多野開作線

宇部都市計画道路事業三・五・二十二西割新開作線

二 施行者の名称

山口県

三 事務所の所在地

山口市滝町一番一号

四 事業地の所在

宇部市中央町三丁目、西本町二丁目、西本町二丁目、西中町、助田町、大字小串字沖ノ山、大字藤曲字昭和開作、大字妻崎開作字開一九、二十ノ割、字開二一、二二ノ割、字作二十、二二ノいノ割、字作二十、二二ノろノ割、字作二十、二二ノはノ割、字作二十、二二ノにノ割、字作二十、二二ノに、字作二二、二三ノいノ割、字作二二、二三ノろノ割、字作二二、二三ノはノ割、字作二二、二三ノにノ割及び字作二四、二五ノはノ割並びに大字東須恵字は一、字は二、字に一、字に二、字裕、字亀、字ろ一、字毛所、字前開作、字丸田、字菰生、字上大迫、字開蔵寺、字弥ヶ迫、字法師郷、字操土、字東操土及び字中梅田

(四二九) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十七年八月五日

山口県知事 二井 関 成

一 開発区域に含まれる地域の名称

柳井市南町六丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

熊毛郡平生町大字平生町一五番地の二三〇

柳井熊毛開発事業協同組合



監査公表第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり同条第4項の規定による監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、これを公表します。

平成17年8月5日

山口県監査委員	村 田 哲 雄
同	小 泉 利 治
同	竹 田 義 廣
同	村 田 博

通知に係る事項

下関工業高等学校

収入証紙特別会計から一般会計への繰出金の額を誤っていた平成14年度における収入証紙による入學試験料の収入については、平成16年5月12日に適正な処理を行った(監査年月日 平成15年12月24日)。

平成十七年八月五日印刷
平成十七年八月五日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）